

更新伐に係る実施マニュアル

(Ver2)



平成 24 年 10 月
岩手県農林水産部

平成 23 年度森林整備事業の制度改編に伴い、「更新伐」が新たな事業メニューとして追加になりました。

「更新伐」は、資源の循環利用を促進し、適切な更新により森林の再生や活性化につながる新たな施策となっています。

なお、主林木の伐採後は、天然更新や苗木植栽により更新を行うことが補助の要件となりますので留意してください。

1 更新伐の種類

事業種目	事業目的
A 人工林整理伐	人工林において、天然更新を図り、針広混交林化、広葉樹林化の促進を目的として行う施業
B 天然林整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的として行う施業

2 更新伐の内容

事業種目	A 人工林整理伐	B 天然林整理伐
対象森林	森林経営計画等において主伐が計画されている人工林	森林経営計画等において主伐が計画されている天然林
事業内容	人工林を針広混交林や広葉樹林に誘導するため、主林木を強度に伐採すること。	天然林を良質な有用樹から構成する森林に転換するため、林木を伐採すること。
伐採率	本数伐採率 20%以上 50%以下 (残存木の間隔が主林木の平均樹高の 2 倍までの帯状、群状の伐採ができる。)	更新伐実施後の更新方法により異なる。 (萌芽更新、苗木植栽により更新する場合は、本数伐採率 70%以上。天然下種更新による場合は、本数伐採率 70%以下。)
対象森林	森林経営計画等の策定森林	
対象林齢	林齢 90 年生まで	
面積要件	1 補助金交付申請において、面積 5 ha 以上、平均材積 10m ³ /ha 以上の搬出集積とすること。1 箇所当たりの施行面積は 0.1ha 以上とすること。	
事業の要件	更新伐実施後、翌年度から起算して 2 年以内に萌芽更新等により更新が図られていない場合には、苗木の植栽を行うこと。	

3 更新伐の事業区分ごとの内容

【①事業区分】	【森林環境保全直接支援事業】	【環境林整備事業】	
		(被害森林整備)	(保全松林緊急保護整備)
【②対象森林】	森林経営計画等策定森林 (主伐計画)	市町村と森林所有者間で「事業の実施後10年間、皆伐を行わない」協定を締結した森林	被害拡大防止森林 地区被害拡大防止森林
【③事業主体】	森林経営計画等策定者	市町村、森林整備法人、 森林組合等、NPO	県、市町村、森林所有者、 森林組合等、森林整備法人、 森林所有者の団体
【④事業規模】	1 施行地の面積 0.1ha 以上 合計 5ha 以上の面積が必要、 平均搬出材積 10m ³ /ha 以上 (森林経営計画に基づくものは、 間伐と合せて 5ha 以上)	1 施行地の面積が 0.1ha 以上 (搬出の要件は無し)	
【⑤補助率】	補助率 (68%) 査定定数 170	補助率 (68%) 査定定数 170	補助率 (70%)

4 補助金の見込額(1ヘクタール当たり)

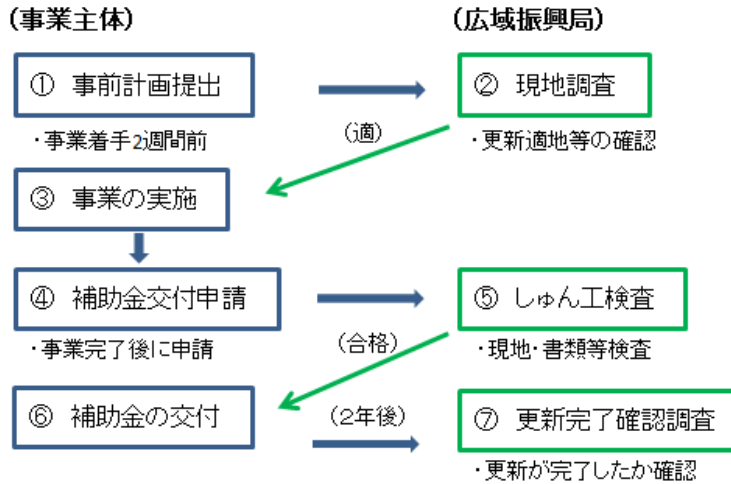
平成24年度の更新伐の県の標準単価及び補助単価のうち、主なものは下表のとおりです。

ha 当たり 搬出材積数量	A 人工林整理伐		B 天然林整理伐	
	標準単価	補助単価	標準単価	補助単価
30m ³ ～40m ³	229 千円	156 千円	343 千円	233 千円
60m ³ ～70m ³	386 千円	262 千円	526 千円	357 千円
100m ³	594 千円	404 千円	769 千円	523 千円

※ 森林経営計画等「あり」、諸経費率 21%、消費税抜単価の場合です。補助額は、諸条件によって変動します。補助単価は、毎年度見直します。

5 更新伐に係る事業の流れについて

【更新伐に係る事業の流れ】



(1) 事前計画書提出及び現地調査

補助金交付申請を行う者は、あらかじめ更新伐の実施予定箇所、概算事業量や伐採後の更新方法等を記載した計画を事業着手の2週間前までに広域振興局長に提出し、現地調査を受け承認を得ること。

※森林環境保全直接支援事業に限る。

(2) 施行の管理

作業者の安全管理、施行写真の整備（施行中、搬出集積状況、施工後全景等）、測量等を実施すること。

(3) 補助金交付申請

ア 補助金交付申請書類

補助金交付申請者は、事業完了後速やかに広域振興局長に補助金交付申請書と下記添付書類を提出し、しゅん工検査を受けること。

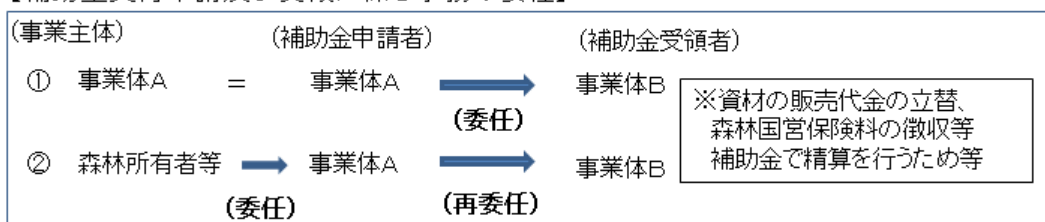
○ 補助金交付申請書の添付書類

1 森林整備補助金実施内訳書	7 森林所有者の施行所在地を確認できる書類
2 施業図、施業箇所位置図	8 伐採及び伐採後の造林の届出書等の写し
3 搬出材積集計表	9 現地写真
4 社会保険料加入状況調査表	10 森林整備事業に係る審査チェックリスト
5 納税対応状況申出書	11 補助金の交付申請又は受領に係る委任状
6 受託契約書等の写し	

イ 交付申請等事務の委任（代理申請）

森林整備補助金においては、森林所有者等が交付申請書の作成事務を自ら行うことができない場合は、第三者に交付申請及び代理受領を委任できることとなっている。この場合、補助金交付申請者に対し、森林所有者等が「補助金交付申請書及び補助金代理受領」の委任状を提出し、その委任状を補助金交付申請書に添付すること。

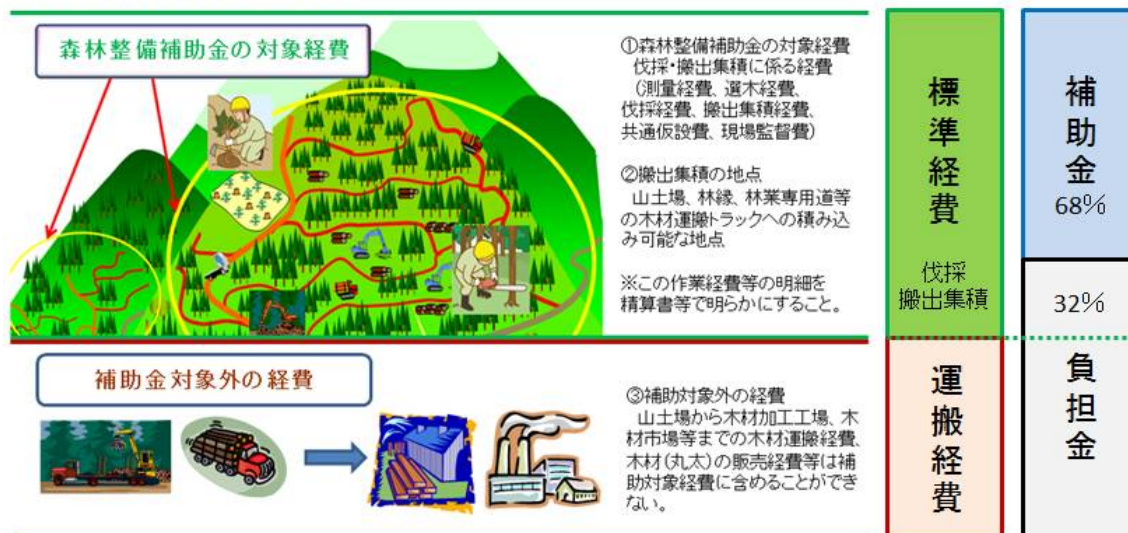
【補助金交付申請及び受領に係る事務の委任】



(4) 補助対象の経費

更新伐を実施する場合の補助対象経費とは、①伐採経費、②搬出集積経費であり、補助対象外である運搬経費等は、補助金の精算や経理事務を行ううえで、明確に区分すること。

間伐・更新伐の補助対象経費



(5) 補助金の算定

更新伐は、搬出材積に応じて標準単価を設定しており、標準単価から標準経費及び補助金額を算定することとしている。

(6) 補助金の精算と経費の透明化

森林所有者等から受託により事業を行う事業主体は、受託事業に係る内容、当該経費の明細を森林所有者に示すとともに、収支等を総会に取る等、経費の透明化に努めるものとする。

(7) 事業実施後の適切な更新

ア 更新の義務

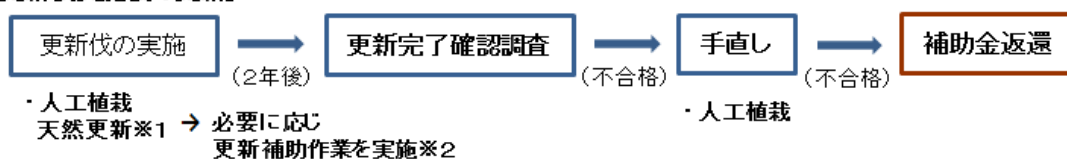
事業主体は、更新伐を実施した場合、当該事業の完了年度の翌年度の初日から起算して2年以内に当該施行地において更新を行い、必要に応じて人工植栽及び天然更新補助作業を行うものとする。

イ 更新完了確認調査

事業主体又は補助金交付申請者は、更新伐実施完了年度の翌年度から起算して2年を経過した施行地において、広域振興局長が実施する更新完了確認調査に立会すること。更新完了の判定基準を満たさなかった場合は、人工植栽等行う等の手直しを行うこと。

手直し等実施後も判定基準を満たさなかった場合は、当該施行地に交付された補助金相当額を県に返還すること。

【更新伐実施後の更新】



※①天然更新の対象樹種；全ての針葉樹、将来樹幹を形成する高木性の広葉樹（ナラ類等）

2,000本/ha以上の成立

②更新補助作業；地表処理、刈出し、植込み、芽かき

6 更新伐実施に係るQ & A

(Q 1) **更新伐の補助対象となる森林**は、どのような森林ですか。

(A 1) 森林環境保全直接支援事業では、**森林経営計画等において「主伐」を計画している森林が補助の対象**となります。

なお、**天然林の間伐の場合は、対象森林が育成林※に限定**されますが、**更新伐については、その定めはありません。**

※育成林: 樹木の切り株などから発生した新芽を成長させたり、自然に落下した種子の発芽を育てるなど、主に天然の力により森林を成立させる方法により、地表のかき起こし、刈払い、植込み、間伐など、人の手を加えて育成する森林

(Q 2) 更新伐実施後、翌年度から起算して**2年以内に天然更新等により更新が図られていない場合とは**、どのような内容を指すのでしょうか。

(A 2) 更新伐を実施した後の森林において、更新により発生した**天然稚樹が、各市町村が策定する市町村森林整備計画※において定める基準を満たしていない状況を指すもの**です。

天然更新の状況が、市町村森林整備計画の基準を満たさない場合は、苗木の植栽を行う必要があります。

※県内の市町村森林整備計画においては、ヘクタール当たり2,000本以上(高木性の樹種)となっています。

(Q 3) 更新伐の補助を受けるには、**事業の実施前に必要な手続き**があるのでしょうか。

(A 3) 更新伐を実施する場合は、間伐や森林作業道整備と同様に、**事業の実施前に県が定める計画書を提出**いただくことになります。

この計画書には、森林経営計画で定めている、伐採後に行おうとする更新方法について具体的に記載する必要があります。

(Q 4) 更新伐を林業事業体に委託して行いたいと考えていますが、**木材業者からは、立木のまま販売してほしい旨依頼**がありました。**木材業者に立木で販売し、木材業者が伐採した場合は補助対象**となるのでしょうか。

(A 4) **更新伐は、森林所有者本人又は本人が委託した林業事業体等(森林経営計画策定者)が作業を実施した場合、補助対象**となります。

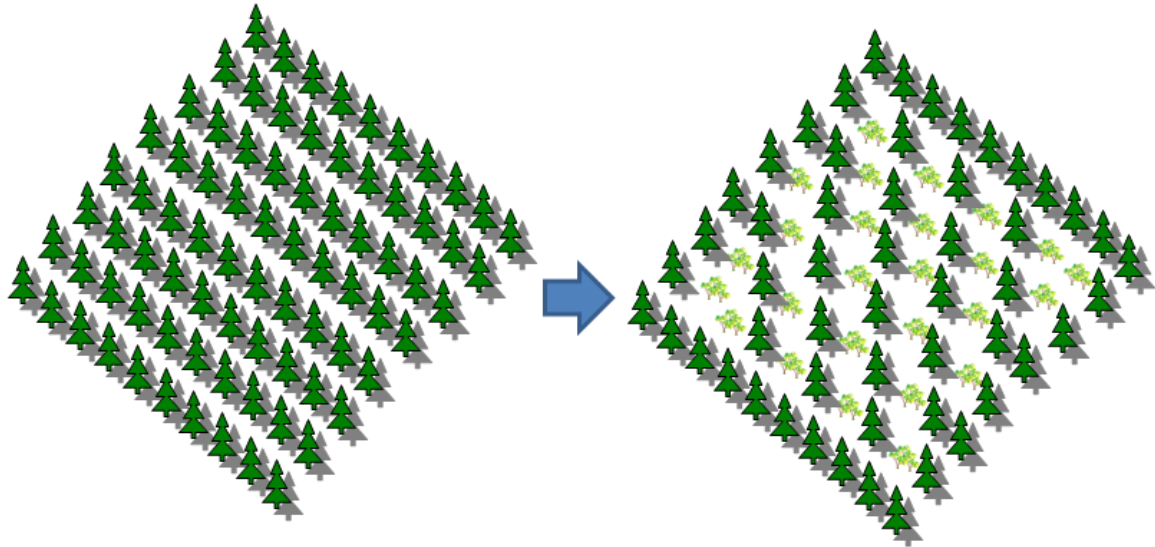
更新伐の実施前に、**更新伐の対象となる立木を第3者に売り払ったときは、補助の対象となりません。**また、更新伐実施後、2年以内に更新が確実に図られていることが補助の要件となりますので、作業を林業事業体等に委託して実施する場合は、更新伐実施後の更新補助作業(地表かき起こし、萌芽更新、苗木植栽)をだれがいつ行うのか明確にする必要があります。

更新伐のイメージ図

1 人工林整理伐

人工林整理伐(定性伐採)イメージ図

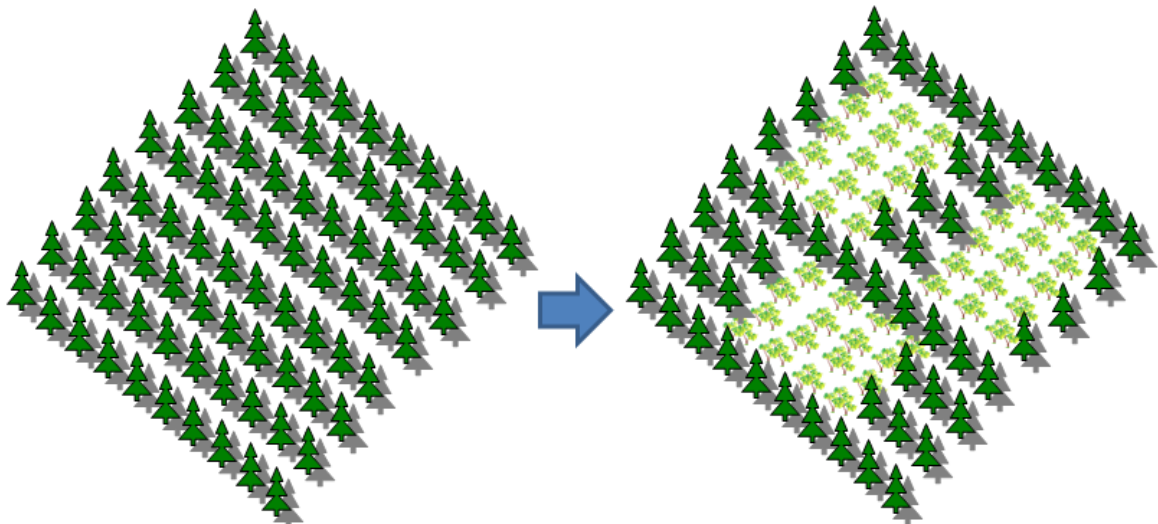
(広葉樹林化、育成複層林の造成、長期育成循環施業)



※定性伐採(50%以下)、
天然下種更新又は人工植栽

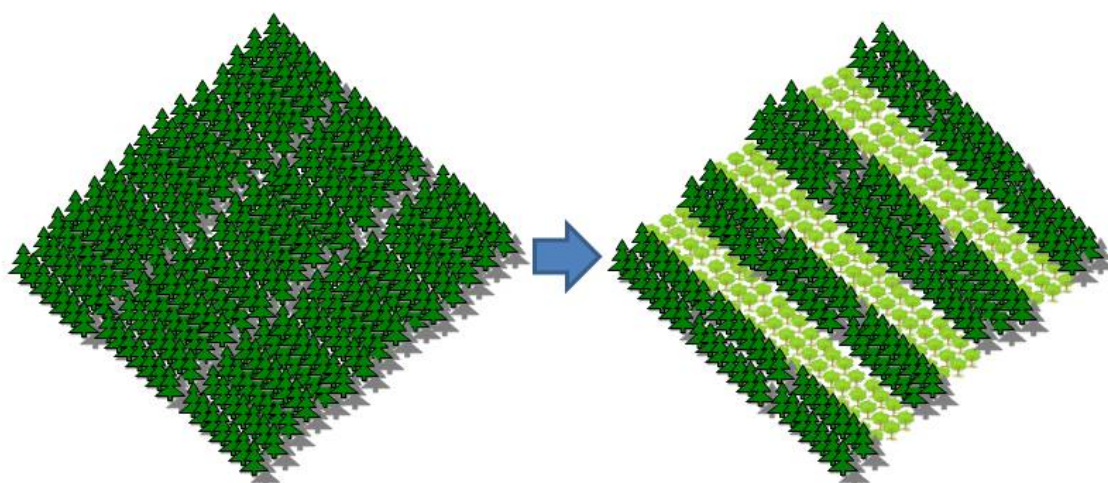
人工林整理伐(群状伐採)イメージ図

(広葉樹林化、長期育成循環施業)



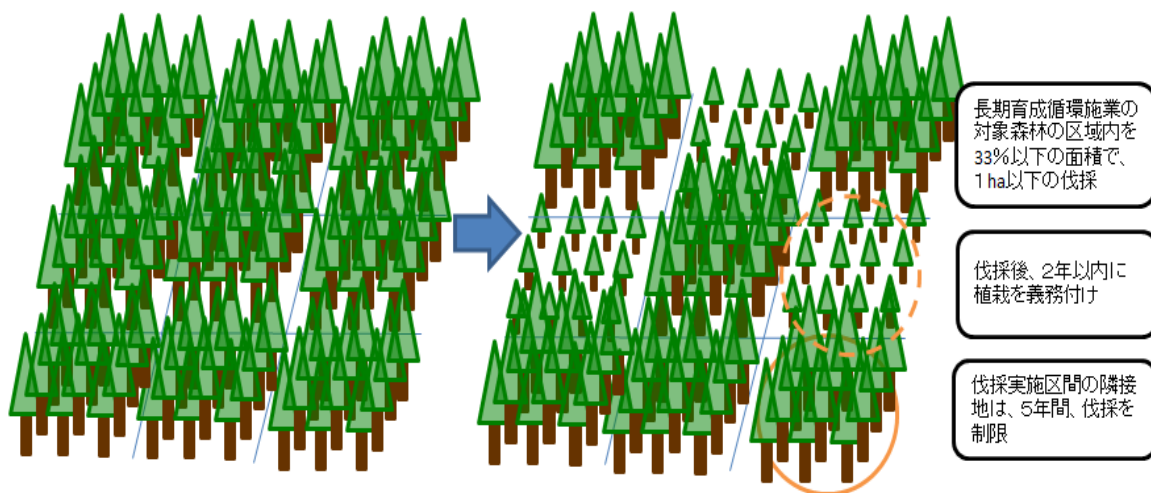
※群状伐採(50%以下)
天然下更新又は人工植栽

人工林整理伐(帯状伐採)イメージ図 (広葉樹林化、長期育成循環施業)



※帯状伐採(50%以下)、
天然下種更新又は
長期育成循環施業に限り人工植栽

人工林整理伐(モザイク型)イメージ図 (長期育成循環施業)



長期育成循環施業の
対象森林の区域内を
33%以下の面積で、
1ha以下の伐採

伐採後、2年以内に
植栽を義務付け

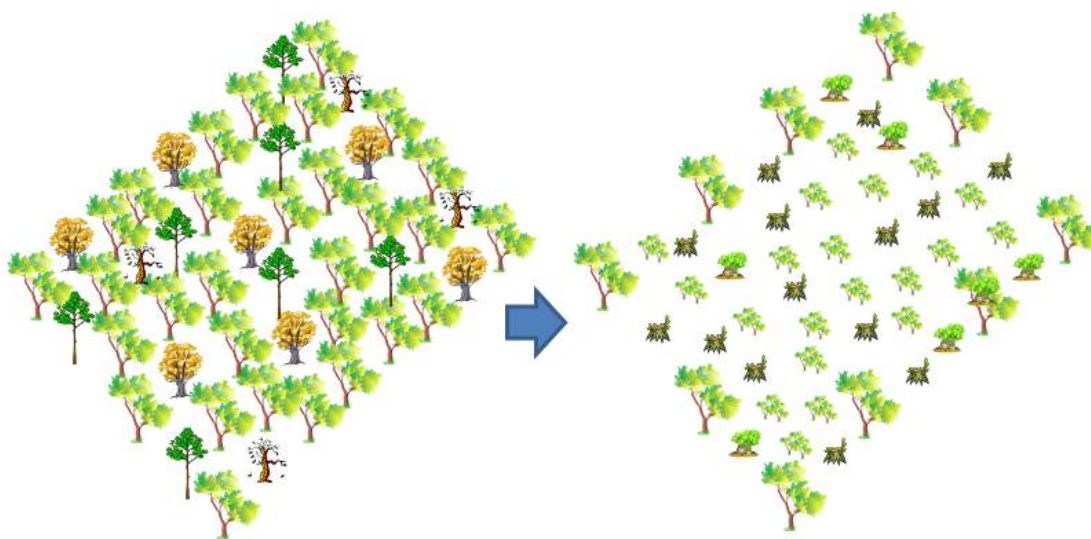
伐採実施区間の隣接
地は、5年間、伐採を
制限

※長期育成循環施業

森林経営計画等の対象森林かつ、10ha以上(個別林にあつては2ha以上)まとまって存在する10齢級以上の人工林において、市町村と森林所有者が協定を締結し、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ資源の循環利用を推進する施業。

2 天然林整理伐

天然林整理伐(70%以上の伐採)イメージ図

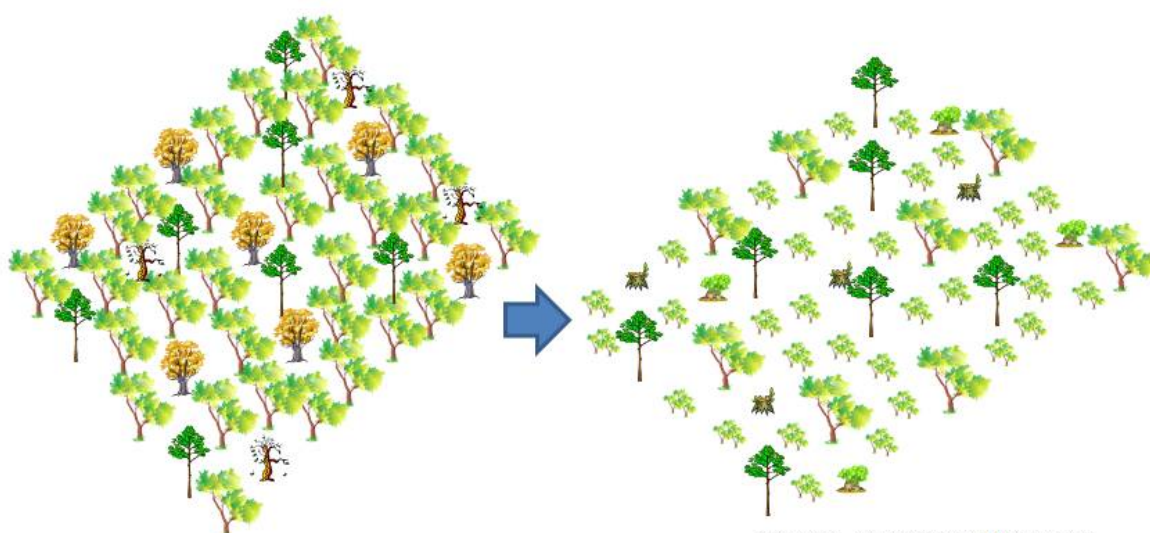


※定性、群状伐採(70%以上)又は皆伐、
萌芽更新又は人工植栽

※萌芽更新が可能な樹種

将来樹幹を形成する高木性の広葉樹 (ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ等)

天然林整理伐(70%以下の伐採)イメージ図

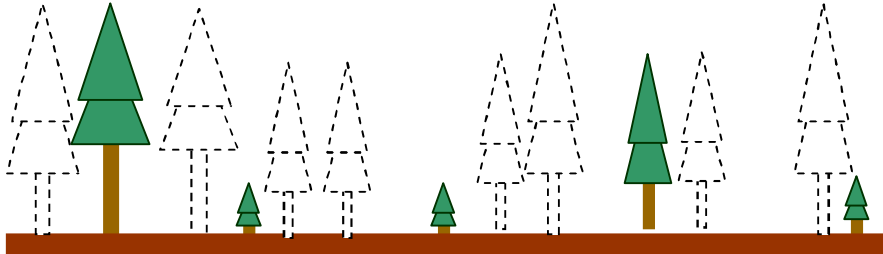


※定性、群状伐採(70%以下)、
萌芽更新又は人工植栽
のほか天然下種更新も可

3 更新伐実施後の更新方法について

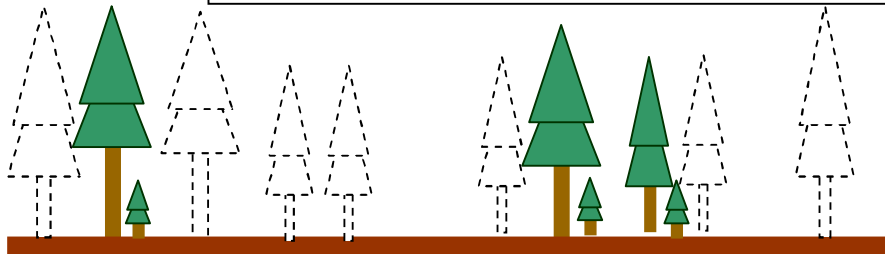
伐採率 70%を超える場合

伐採率 70%を超える場合は、**萌芽更新又は人工植栽での更新**に限る。



伐採率 70%以下の場合

伐採率 70%以下の場合、萌芽更新又は人工植栽での更新のほか、**天然下種更新**によることも「可」。



【更新伐実施後の天然更新のイメージ図】



(留意事項)

- ①萌芽更新を行う場合にあっても、母樹の保存等について配慮すること。
- ②寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持を図るため保護樹帯を積極的に設置すること。
- ③岩石地、沢筋等については、伐採を避けること。